

保 発 0918 第 8 号  
令和 7 年 9 月 18 日

都道府県知事  
地方厚生（支）局長  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長  
社会保険診療報酬支払基金理事長  
全国健康保険協会理事長  
健康保険組合理事長  
健康保険組合連合会長

殿

厚生労働省保険局長  
(公 印 省 略)

「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準第三条第一項第四号及び第二十六条第一項第五号に規定する厚生労働省保険局長が定める方法」の一部改正について

「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準第三条第一項第四号及び第二十六条第一項第五号に規定する厚生労働省保険局長が定める方法」（令和 6 年 11 月 29 日付け保発 1129 第 2 号）を次のとおり改正し、令和 7 年 9 月 19 日から適用することとしたので、管内市町村、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。

記

○「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準第三条第一項第四号及び第二十六条第一項第五号に規定する厚生労働省保険局長が定める方法」（令和6年11月29日付け発 1129 第2号）の一部改正について

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準第3条第1項第4号及び第26条第1項第5号に規定する厚生労働省保険局長が定めるものは、当分の間、健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第13項に規定する電子資格確認によって療養の給付を受ける資格があることを確認できない場合に限り、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p><u>三 患者の提示するスマートフォン（※4）を用いてマイナポータルを通じて取得した当該被保険者の保険資格に係る情報（※5）</u></p> <p><u>四 電子証明書（※6）の有効期限後三か月を経過していないマイナ保険証により患者の被保険者資格を確認する方法（※7）</u></p> <p>※1～※3 (略)</p> <p><u>※4 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいい、当該移動端末設備に組み込まれた電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第35条の2第1項に規定する電磁的記録媒体に同項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。</u></p> <p><u>※5 番号利用法附則第6条第3項に規定する情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該被保険者の資格に係る情報をいう。</u></p> <p><u>※6 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。</u></p> <p><u>※7 保険医療機関等が、患者について、個人番号カード用利用者証明用電子証明書に記録された利用者証明利用者検証符号（番号利用法第2条第5項に規定する利用者証明利用者検証符号をいう。）に対応する利用者証明利用者符号（同項に規定する利用者証明利用者符号をいう。）を用いた本人確認を行った上で、保険者に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、当該患者の被保険者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、保険者から回答を受けることによりその</u></p>	<p>高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準第3条第1項第4号及び第26条第1項第5号に規定する厚生労働省保険局長が定めるものは、当分の間、健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第13項に規定する電子資格確認によって療養の給付を受ける資格があることを確認できない場合に限り、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>三 電子証明書（※4）の有効期限後三か月を経過していないマイナ保険証により患者の被保険者資格を確認する方法（※5）</u></p> <p>※1～※3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>※4 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。</u></p> <p><u>※5 保険医療機関等が、患者について、利用者証明用電子証明書に記録された利用者証明利用者検証符号（同法第2条第5項に規定する利用者証明利用者検証符号をいう。）に対応する利用者証明利用者符号（同項に規定する利用者証明利用者符号をいう。）を用いた本人確認を行った上で、保険者に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、当該患者の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、保険者から回答を受けることによりその資格を確</u></p>

資格を確認する方法。

認する方法。

都道府県知事  
地方厚生（支）局長  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長  
社会保険診療報酬支払基金理事長  
全国健康保険協会理事長  
健康保険組合理事長  
健康保険組合連合会長

殿

厚生労働省保険局長  
(公 印 省 略)

高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する  
基準第三条第一項第四号及び第二十六条第一項第五号に規定する厚生労働省保険局長が  
定める方法

高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準の一部を改正する件（令和 6 年厚生労働省告示第 352 号）の施行に伴い、並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和 58 年厚生省告示第 14 号）第 3 条第 1 項第 4 号及び第 26 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準第 3 条第 1 項第 4 号及び第 26 条第 1 項第 5 号に規定する厚生労働省保険局長が定めるものを下記のように定め、令和 6 年 12 月 2 日から適用することとしたので、管内市町村、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。

#### 記

高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準第 3 条第 1 項第 4 号及び第 26 条第 1 項第 5 号に規定する厚生労働省保険局長が定めるものは、当分の間、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認によって療養の給付を受ける資格があることを確認できない場合に限り、次の各号に掲げるものとする。

- 一 患者の提示するマイナンバーカード（※ 1）及び資格情報のお知らせ（※ 2）
- 二 患者の提示するマイナンバーカード及びマイナポータル画面（※ 3）

三 患者の提示するスマートフォン（※４）を用いてマイナポータルを通じて取得した当該被保険者の保険資格に係る情報（※５）

四 電子証明書（※６）の有効期限後三か月を経過していないマイナ保険証により患者の被保険者資格を確認する方法（※７）

※１ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。

※２ 健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）第 51 条の 3 第 1 項、船員保険法施行規則（昭和 15 年厚生省令第 5 号）第 40 条の 3 第 1 項、国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）第 7 条の 3 第 1 項及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号）第 20 条第 1 項に規定する資格情報通知書をいう。

※３ 番号利用法附則第 6 条第 3 項に規定する情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該被保険者の資格に係る情報が記録されたもの（マイナポータルからダウンロードした PDF ファイルを提示することも可能）。

※４ 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備をいい、当該移動端末設備に組み込まれた電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 35 条の 2 第 1 項に規定する電磁的記録媒体に同項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。

※５ 番号利用法附則第 6 条第 3 項に規定する情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該被保険者の資格に係る情報をいう。

※６ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 22 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。

※７ 保険医療機関等が、患者について、個人番号カード用利用者証明用電子証明書に記録された利用者証明利用者検証符号（番号利用法第 2 条第 5 項に規定する利用者証明利用者検証符号をいう。）に対応する利用者証明利用者符号（同項に規定する利用者証明利用者符号をいう。）を用いた本人確認を行った上で、保険者に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、当該患者の被保険者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、保険者から回答を受けることによりその資格を確認する方法。